

佐野市全国瞬時警報システム（Jアラート）
受信機等更新業務委託

特記仕様書

令和8年4月

佐野市

目次

第1章	総則	1
第2章	共通指定事項	4
第3章	システム仕様	6
第4章	機器単体仕様	8
第5章	業務の履行	9

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が設置する本業務の機器の製作、設置、調整、試験等の一切について適用するものであり、受注者（以下「乙」という。）は、これに基づき受託するものとする。

第 2 条 目的

本仕様書に定める施設は、甲が消防庁からの災害時または緊急時における情報伝達用の全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機を更新することで、消防庁サーバーとの通信を確保し防災行政無線等と連動することを目的とする。

第 3 条 適用法規

本業務の設備の設計、製作、施工にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規、諸規定等に従わなければならない。

また、本業務の履行に際し、本仕様書に記載されていない事項については、次の関係法令及び基準等を遵守すること。

- 1 電波法及び同法関係規則
- 2 有線電気通信法及び同法関係規則
- 3 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 4 日本工業規格（J I S）
- 5 日本電気工業会標準規格（J E M）
- 6 日本技術標準規格（J E S）
- 7 全国瞬時警報システム業務規程（総務省消防庁）
- 8 その他の関係法令、条例、規則等

第 4 条 契約範囲

次に掲げる事項を含め、本業務の完了までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、これらに要する費用は、全て契約金額に含むものとする。

- 1 本仕様書に基づく設備の設計、製作
- 2 製品の運搬、据付け、試験調整
- 3 資材、撤去機器等の適正な廃棄処分

第 5 条 履行期限

令和 8 年 8 月 31 日

第 6 条 履行場所

栃木県佐野市高砂町 1 番地 佐野市役所庁舎 6 階

第7条 提出書類

乙は契約締結後、ただちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、次の書類を甲の指定する期日までに提出しなければならない。

1 契約時提出図書

契約後速やかに、以下に示す図書を乙は、甲に1部提出し、承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 実施工程表
- (3) 監理技術者届
- (4) その他必要な図書

2 機器等設計図書

機器等の設計にあたり、以下に示す図書を乙は甲に1部提出し、甲の承認を受け作成すること。

- (1) 機器承認図
- (2) その他必要な図書

3 完成図書

工事完了後、速やかに、以下に示す図書を乙は甲に1部提出すること。

- (1) 完成図書
 - ア 機器完成図書 1部
 - イ 試験成績書 1部
 - ウ 機器等取扱説明書 1部
 - エ 関係機関の許可書及び検査合格書 1部
 - オ 各種施工写真及び据付完成写真 1部
- (2) 完成図面
 - ア 機器実装図
 - イ 機器系統図
- (3) その他必要な図書、図面

第8条 検査

検査の内容、方法等については、甲と打合せの上行うものとする。

第9条 無償保証期間

引渡しの日から翌日から起算して1年とし、期間内に生じた障害に応じて乙の不備等によるものについては、無償で修復するものとする。

第10条 変更

本仕様書記載事項についての変更は、監督官庁の指導等によりやむを得ない場のみ、理由、根拠を提示し甲の承認を得て行うこと。

第11条 特許権の使用責任

乙は、機器の設計、製作にあたり使用する特許、実用新案、その他の権利について第三者に対する責任を負うものとする。

第12条 保守

乙は、本施設の使用目的の重要性に鑑み、障害が発生した場合は、直ちに障害対応を行うこと。

第13条 安全管理

乙は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努めること。

第14条 管理技術者

乙は、本業務の遂行にあたり、管理技術者を選任し甲の承認を受けること。

第15条 技術指導

乙は、本設備の運用、保守に必要な説明資料を作成のうえ、甲に対して必要な技術指導と運用訓練を行うこと。

第16条 仕様書の疑義

本仕様書は、設備の概要を示すものであるため、疑義を生じた場合速やかに項の指示を受けるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項でも当然具備しなければならないものについては、乙の負担により行うものとする。

第17条 システム責任

本業務で納入する機器は全国瞬時警報システムの名称が示すとおり、国民の生命の安全・安心に帰するものである。よって市民に確実に情報伝達ができるように防災行政無線システムとの連携が必須となることから乙は防災行政無線システム全体の動作責任を負うものとする。

第2章 共通指定事項

第1条 設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様に照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うこと。

- 1 運用に際して最適の機能を有するものであること
- 2 堅牢にして長時間の使用に十分耐えうるものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- 3 日常の清掃、点検、調整及び保守、修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際して危険のない構造のものであること。
- 4 耐震対策を十分考慮した構造、構成のものであること

第2条 既設設備の扱い

本更新の施工に当り既設設備の運用に影響を及ぼしてはならない。受注者は本更新で施工するJアラートだけではなく、以後の防災行政無線システムの吹鳴動作に於いてシステム責任を有するものとする。ただし、Jアラートに於ける消防庁側システムの不適合によるものを除く。

また試験などを実施する場合でやむを得ず運用に支障が出る場合は監督員の承諾を得た上で実施すること。

第3条 技術基準

本施設に使用する装置機材は、乙の責任において品質管理のできる信頼性の高いものを使用する。

また、将来、装置の増設及び機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行えるよう配慮されていること。

第4条 環境条件

本業務の機器は、以下の環境において支障なく動作するものであること。

- 1 屋内に設置する設備
 - (1) 周囲温度 5℃～+40℃（OA機器は周囲温度+5℃～+35℃とする）
 - (2) 相対湿度 45%～85%
- 2 屋外に設置する設備
 - (1) 周囲温度 -10℃～+40℃（相対湿度45%～90%）
 - (2) 周囲温度 -20℃～+50℃（相対湿度45%～90%）
 - (3) 耐最大瞬間風速 60m/sec

第5条 電氣的必要条件

電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲内で正常に動作すること。

第6条 使用部材の条件

各装置、機器に使用する部品、材料はすべて良品、新品を使用し、日本工業規格同等若しくは同等以上の性能を有するものであること。

第7条 銘板表示等

銘板表示等は以下の事項に適合するものとする。

- 1 各装置には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社を銘板にして表示すること。
- 2 各装置の入・出力端子、調整箇所及び商品等には、図面と対照して容易に判別できる標識を表示すること。
- 3 各装置の主要な操作部には、取扱方法の表示をすること。
- 4 特に取扱上注意を要する個所については、その旨を特記すること。
- 5 その他、甲が指定するものについては、甲の指示により表示するものとする。

第8条 業務計画

本業務は、消防庁から緊急防災情報を受信するものであり、施工期間中の突発的に発生する災害への対応を考慮し、出来る限りシステム停止期間を発生させないよう行うこと。

第3章 システム仕様

第1条 システム概要

全体システムとして佐野市役所内設置の同報系防災行政無線システムと接続されるものであり、Jアラート受信機で受信した緊急情報・国民保護情報については自動起動装置を通じて防災行政無線屋外子局により全市民に情報伝達されるものである。

第2条 機能仕様

1 Jアラート受信機

本装置は、衛星回線経由の配信情報受信機能と地上系ネットワークに対応する装置であること緊急情報は、衛星用送信システムでより衛星経由で送信局二次元による衛星系ネットワークにて受信できること。

また、受信機が両方の衛星系ネットワークで通信できなくなった際のバックアップとして、自動的に地上系ネットワークで通信ができ、以下の機能を有すること。

(1) 衛星系ネットワーク

消防庁の送信局（主局及び副局）より送信される情報の同時2波の受信ができること。

(2) 地上系ネットワーク

衛星系ネットワークを活用して、受信機が衛星回線で正常に通信できない場合には、自動的に地上系ネットワーク経由で消防庁の配信・管理システムと通信を行い、衛星回線経由と同様の緊急情報を受信できること。なお、インターネット（L G-WAN）接続の回線は、発注者より指示するものとする。

(3) その他

令和5年7月14日及び令和7年1月7日の消防庁通達に適合した運用が可能な受信機であること。

2 自動起動装置

(1) 制御部

制御部にて判断した結果、接続されている機器に情報を配信する為のインターフェース部である。

(2) F A部

Jアラート受信機からの情報を解析し、放送起動、音声発生、情報配信先の判断を行う。

(3) モニタ

F A部に接続され、情報を閲覧できるものとする。

3 受信機表示用ノートPC（別途支給）

Jアラート受信機の設定やログ収集等を行う為のPCである。

第4章 機器単体仕様

第1条 全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機

1 Jアラート受信機

項目	内容
外形寸法	W360mm×D230mm×H90mm 以内 (既設のラックに収容できるものとする)
CPUクロック	2.00GHz 相当
メモリ	DDR4 SDRAM
ストレージ (システム)	20Gbyte
ストレージ (ログ)	20Gbyte
シリアルポート (D-sub)	1port
USB	2port
接点出力	8点 (無電圧)

2 自動起動装置 (制御部)

区分	項目	内容
制御部	電源	AC100V 50/60Hz
	音声入力	1回路 0dBm 600Ω 平衡
	音声出力	音声出力 5回路 (同報無線卓間) 0dBm (工場出荷時) 600Ω 平衡 -20dBm~0 dBm の範囲で調整が可能なこと
	制御・監視	制御出力 12回路 無電圧A接点 インターフェース接点 最大許容電圧: AC250V、DC220V (同報無線卓間) 接点最大開閉電流: 2A 監視入力 5回路 (1回路は予備) 無電圧ループ接点
操作スイッチ	電源スイッチ	電源のON/OFF
	キースイッチ	運用モード (状態) を切り替え 自動/手動
	起動スイッチ ※「手動」のみ	確認スイッチと同時押下 2秒で通 報番号に対応する通報動作を実行
	確認スイッチ ※「手動」のみ	押下で通報番号に対応する通報メ ッセージの再生のみを実行
	強制停止スイ ッチ※「自動」 及び「手動」	通報中或いは音声再生中であった 場合に本スイッチ押下で即時停止

		通報番号スイッチ	試験時の起動動作及び音声メッセージ確認の通報番号の指定に使用する。
	動作状況表示	LED表示 20回路 点灯色=赤	設定により点灯条件を可変する。 動作中、起動、送話、終話、グループ、応答
F A 部	電源	AC100V 50/60Hz	
	処理部	Intel Xeon W-1270TE (2.0GHz) 相当	
	メモリ	8G 程度	
	OS	Windows10 IoT Enterprise	
	HDD	SSD 160GB 以上	
	インターフェース	COM RS232C、Ether 等	

4 モニタ

項目	内容
パネルタイプ	TFT15型/非光沢パネル
解像度	1024×768
消費電力	最大時 15W 通常時 (オンモード) 9.9W 待機時 0.4W 程度
外形寸法	W339mm×D148mm×H347mm 程度

5 受信機表示用ノートPC (甲より支給する)

項目	内容
OS	Windows11
CPU	Intel Corei3 相当
メモリ	8GB 程度
DISPサイズ	15.6型程度

第5章 業務の履行

第1条 業務履行の原則

単体各機器をこの仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

第2条 履行計画

履行計画は、業務の手順、工程、その他業務履行の全般的計画であるので、担当職員との打合せを十分行って業務履行計画書を作成し、契約後速やかに担当職員に提出するものとする。

第3条 業務の履行管理

業務の履行については、以下に掲げる内容を遵守するものとする。

- 1 業務履行計画に基づき、工期内に完了できるように実施するものとする。
- 2 法令、法規等を遵守し、業務の円滑な進展を計るものとする。
- 3 業務履行に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- 4 休日、夜間等通常の勤務時間外に作業を要する場合は、予め担当職員の承諾を得て行うものとする。
- 5 確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- 6 指定又は指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。
- 7 既に運用中の設備に係る業務の場合、担当職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- 8 完了した時は、跡片付け、清掃等を完全に実施しなければならない。

第4条 業務履行内容の変更

業務履行内容を変更するときは、以下に掲げる内容を遵守するものとする。

- 1 甲による変更は、変更部分の金額について双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、乙の負担とする。
- 2 乙の都合による変更は、予めその内容及び理由を明らかにし、担当職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様を認めたときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。

第5条 その他の事項

仕様書等その他指示された事項等について疑義を生じた場合は、監督員と十分に協議する。

第6条 安全管理

安全管理は、以下に掲げる内容を遵守するものとする。

1 基本事項

乙は、業務履行にあたっては労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて行うものとする。

2 安全体制

安全確保のため安全責任者を設けて緊急時の措置など安全体制を確立しなければならない。

(1) 仮設設備は、材料、構造など十分点検して事故防止に努めるものとする。

(2) 電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。

(3) 下記の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器等を配備しておくこと。

(4) 整理整頓を行うなど業務履行の環境の整備に努めること。

第7条 緊急の措置

緊急事態が生じた場合、次の各号のとおり適切に対応すること。

1 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに監督員に報告すること。

2 設備事故が生じた場合は、事故拡大の防止に努めるとともに、速やかに監督員及び関係者に連絡し、乙により迅速な復旧に努めること。

第8条 業務履行写真

業務履行写真は、以下のとおりとする。

1 業務履行写真

業務施行中写真を撮影し、監督員に提出するものとする。

2 完成写真

履行前後の写真を監督員に提出するものとする。

第9条 調整試験

調整試験は、業務終了後、総合的な調整、試験を行い、施設の機能を確認しなければならない。また、Jアラート受信機の外部インターフェース出力で起動する放送の動作試験を行うこと。

第10条 支給する受信機表示用ノートPCの初期設定

甲が支給する受信機表示用ノートPCの初期設定は乙が行うこと。

1 ネットワークに接続して最新のWindows11パッチのインストール

2 パスワードは甲が指示する。

機器構成

番号	機器名称	数量	備考
1	Jアラート受信機	1台	更新
2	自動起動装置	1式	更新
3	受信機表示用ノートPC	1台	市より支給
4	無停電電源装置	1台	既設流用
5	収容ラック	1台	既設流用
6	パトライト	1台	既設流用
7	スイッチングハブ	1台	既設流用
8	アンテナ	1台	既設流用